

平成 22 年度 第 9 回年金業務監視委員会 議事要旨

1 日時 平成 23 年 2 月 16 日（水）16:00～17:45

2 場所 中央合同庁舎第 2 号館 10 階総務省第 1 会議室

3 出席者

（委員会）郷原委員長 高山委員長代理 片桐委員 岸村委員 村岡委員 吉山委員

（総務省）内山総務大臣政務官

田中行政評価局長 宮島年金業務監視委員会事務室長 讃岐総務課長 平野評価監視官
明渡評価監視官

4 議事次第

厚生労働省・日本年金機構からのヒアリング（運用 3 号の取扱いについて）

5 会議経過

- 運用 3 号の取扱いについて、厚生労働省及び日本年金機構から、資料に基づき説明があった。

上記の説明に対し、委員等から以下のような意見があった。

- ・ 第 3 号被保険者としての生活実態がないにもかかわらず第 3 号被保険者期間と裁定した年金受給者が多数存在するというのは、まさに行政が適切な事務処理を行ってこなかったことであり、運用 3 号の取扱いは、現場で確認を怠った行政の怠慢であるとともに、組織ぐるみで社会保険庁のミスを覆い隠すような行為である。また、国に損害を与えるものではないか。
- ・ 法的に運用 3 号のような取扱いが妥当なのか、受給要件に該当しない人に年金を支払うのはおかしいのではないか。間違った年金記録を尊重するのか。
- ・ そもそも年金制度は国と国民との信頼関係で成り立っており、今回の運用 3 号のような取扱いを一度行ってしまったら、今後、きちんと届け出ないといけないというモラルが失われるのではないか。
- ・ 運用 3 号の取扱いが始まる前に正しい記録に訂正された人に対して、同じような救済措置は取れないのか。
- ・ 過去 2 年より前の期間については、気がついて正直に届け出ると、遡って保険料を納付することができず、未納扱いとなる。運用 3 号の取扱いを行わないと年金が減額となる人がどのくらいいるのか。それは、第 3 号被保険者のうち、どの程度の割合を占めているのか。また、運用 3 号の取扱いにより基礎年金拠出金の負担割合や年金財政への影響は、どの程度か。

- ・ 市町村の現場では運用3号を歓迎する声は皆無であり、国民健康保険の加入と連動して第3号被保険者でなくなれば、第1号被保険者に種別変更するようにきちんと勧奨努力を行ってきた市町村の立場からみると当然の反応である。
 - ・ 行政に怠慢があるという認識があったならば、もっと早く国民に情報を知らせるべきではなかったのか。
 - ・ 不整合記録への対応が遅い。第3号被保険者への本格的な措置を講じた平成17年時点で対応を行えたはずである。また、年金記録問題が表面化した時点においても対応はできたはずである。
 - ・ 運用3号はあまりにも唐突な措置であり、国民に対して周知する期間が必要だったと思われるが、経過措置もなく、23年1月1日以降のみを対象とするのは、国民からの年金に対する不信感をさらに募らせるのではないか。
 - ・ 運用3号は、法治国家の建前からみても法令違反であり、年金記録を正さないという不作為になるのではないか。また、3号被保険者制度そのものの根本的な議論は当然やらなければならないので、きちんと法律改正すべきではないか。
- 委員会としては、運用3号について、今後も引き続き議論を行っていくこととなった。
- 次回の委員会は、2月28日（月）に開催予定。

(文責 年金業務監視委員会事務局)